

令和元年

## 第7回 農業委員会総会（月例会）議案

令和元年6月7日

前橋市農業委員会

## 令和元年 第7回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和元年6月7日 午後2時01分
- ・閉会日時 令和元年6月7日 午後2時57分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員会室
- ・出席委員（20名）

|      |       |      |        |      |       |      |        |
|------|-------|------|--------|------|-------|------|--------|
| 1 番  | 下田 将文 | 2 番  | 市花 宏之  | 4 番  | 奥野 和子 | 5 番  | 松島 敏男  |
| 7 番  | 田島 悦夫 | 8 番  | 星野 和幸  | 9 番  | 小堀 清  | 10 番 | 木村 謙   |
| 11 番 | 関根 由彦 | 12 番 | 澁澤 聖一  | 13 番 | 坂庭 常男 | 14 番 | 北爪 きよ子 |
| 15 番 | 青木 朱美 | 18 番 | 深町 富士雄 | 19 番 | 岡田 重雄 | 20 番 | 須田 一男  |
| 21 番 | 石村 利夫 | 22 番 | 江原 弘   | 23 番 | 関口 喜弘 | 24 番 | 堀越 恒弘  |

- ・欠席委員（3名）

3 番 矢端 晴美    16 番 井上 隆    17 番 萩原 秀治郎

- ・遅刻委員（1名）

6 番 大島 俊典（2時46分着席）

- ・事務局出席者

|            |          |           |            |
|------------|----------|-----------|------------|
| 事務局長 木村 由美 | 補佐 齋藤 孝朗 | 補佐 瀬戸 浩   | 副主幹 深澤 直純  |
| 主任 富澤 和則   | 主事 寺田 恵美 | 主事 師田 美菜子 | 臨時職員 宮田 厚子 |

- ・付議事件

- （1）議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）議案第37号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- （3）議案第38号 農地一時転用許可期限延長願いについて（5条）
- （4）議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （5）議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （6）議案第41号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

- ・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出の取消について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）現況証明交付状況について
- （5）農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について

木村局長

それでは、定刻になりましたので、これより令和元年第7回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、3番 矢端 晴美委員、16番 井上 隆委員、17番 萩原 秀治郎委員の3名であります。また、遅刻の通告者は、6番 大島 俊典委員の1名であります。従いまして在任委員24名中20名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。

堀越会長  
木村局長

◇（挨拶）

会議規則第5条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よりお願いいたします。

議長

《堀越会長、議長に就任》

それでは、令和元年第7回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。11番 関根 由彦委員、12番 澁澤 聖一委員をお願いいたします。

寺田主事

それでは議事に入ります。議案第36号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から14番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）

整理番号2番、新規参入法人。整理番号13番、書類整っていないため保留。

整理番号14番、伊勢崎市にて8,722㎡の畑を所有し、すでに農業を行なっている。

整理番号1番から12番、14番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

議長

なお、整理番号2番については、面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

8番委員  
（3班班長）

現地案内図3条の2番をご覧ください。面接には本人と代理人が来られました。申請地は神沢の森から南に位置する農振農用地域内の農地です。申請人は、平成31年1月に農業法人を設立し、ネギを主体とした経営を目指すものです。現在、太田、伊勢崎、みどり市で、7.8haを借り、内1.8haにおいてネギ栽培を始めています。又、埼玉県に栽培の相談できる法人もあり、太田市では、認定農業者になっています。今後JAの組合員にもなり、JA、市場、ガット工場などの出荷を考えているそうです。すでに従事者7、8名確保し、営農計画、売上計画等の事業計画もしっかりしており、本人の営農意欲が認められ、規模拡大も考えており、調査班としては許可相当と判断しました。

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

10番委員

整理番号14番、伊勢崎市在住で、前橋市では耕作面積はなしですか。

寺田主事

伊勢崎市で8,722㎡の畑を所有しております。前橋市ではないです。

議長

その他、ご意見等ございませんか。

18番委員

整理番号3番から5番、耕作面積1aと記載されていますが農業を行なっているのですか。

深澤副主幹

親の農地を法定相続人で分けましたが、農業をしていない相続人が、元々親と一緒に農業経営をしていた相続人に戻したいとの事です。

18番委員

扱いとしては、農業者ですか、新規ですか。

深澤副主幹

整理番号3番、4番については元々受入の方が経営していた農地です。

18番委員

名義が違うだけですか。

|                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 富澤主任<br>18番委員<br>富澤主任<br>深澤副主幹<br>議長 | <p>親の名義です。世帯で考えれば農家です。</p> <p>別に住んでいたのでは。</p> <p>親と一緒にした。</p> <p>相続の手続きは31年になってからです。</p> <p>その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号13番を保留とし、1番から12番、14番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>◇（挙手）</p>                                                                               |
| 議長                                   | <p>賛成多数でありますので、議案第36号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号13番を保留とし、1番から12番、14番を許可とすることに決定いたします。</p> <p>次に、議案第37号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番から3番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                 |
| 深澤副主幹<br>議長<br>18番委員<br>富澤主任<br>議長   | <p>◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、変更内容を朗読、説明）</p> <p>以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。</p> <p>整理番号3番、計画当初の譲受人と今回の譲渡人は年齢が違いますが同一人物ですか。</p> <p>同一人物です。計画当初の許可日の年齢です。当初の計画が実行されないままでした。</p> <p>その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から3番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>◇（挙手）</p> |
| 議長                                   | <p>全員賛成でありますので、議案第37号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番から3番を承認とすることに決定いたします。</p> <p>次に、議案第38号・農地一時転用許可期限延長願い5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                  |
| 富澤主任<br>議長                           | <p>◇（議案書、地目、面積、契約内容、延長期限、申請理由を朗読、説明）</p> <p>以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。</p> <p>◇（意見、質問等なし）</p>                                                                                                                                                              |
| 議長                                   | <p>ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>◇（挙手）</p>                                                                                                                                                                                              |
| 議長                                   | <p>全員賛成でありますので、議案第38号・農地一時転用許可期限延長願い5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。</p> <p>次に、議案第39号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から5番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                      |
| 富澤主任                                 | <p>◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）</p> <p>なお、整理番号1番から5番は農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。</p>                                                                                                                                                                      |
| 議長                                   | <p>以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。</p> <p>◇（意見、質問等なし）</p>                                                                                                                                                                                                       |
| 議長                                   | <p>ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から5番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>◇（挙手）</p>                                                                                                                                                                                        |
| 議長                                   | <p>全員賛成でありますので、議案第39号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から5番までを許可とすることに決定いたします。</p> <p>次に、議案第40号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から3</p>                                                                                                                                            |

深澤副主幹

9番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）

整理番号5番、書類が整わないため保留。整理番号11番、取下げ予定のため保留。整理番号12番、18番、22番、30番、31番、開発未了のため保留。

なお、整理番号1番から4番、6番から10番、13番から17番、19番から21番、23番から29番、32番から39番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議長

なお、整理番号9番、17番、18番、33番については、現地・面接調査を実施しますので、調査班長の報告をお願いします。

8番委員  
（3班班長）

現地案内図5条の9番をご覧ください。申請地は、前橋市富士見中学校から東約1.5kmに位置し、北側は道路、東側は宅地と畑、南側は田、西側は畑の農振農用区域内に位置する、第一種農地です。面接には代表取締役と行政書士の方が来られました。会社は、公共工事が多く、民間では店舗工事が多く、従業員数20名、年間売上約4.5億円との事です。現在借りている資材置場を返却するため、土地を探していたところ、会社西側の隣接地が見つかり今回の申請となったそうです。敷地造成は行わず、現状のまま利用する。入口はスロープにし、砕石、砂、重機等を置く予定との事です。雨水は浸透とし、フェンス、外灯は付けず、周りの農地、水路には十分注意を払い利用するとの事です。調査班としては、周辺農地に被害が発生した場合は、速やかに対応するとの事や、資材置場の必要性があると認められるため許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の17番をご覧ください。申請地は、前橋市役所宮城支所から南約1.4kmに位置し、南側は宅地、他方向は田に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。現地は作付けされていませんでした。面接には担当責任者と代理人が来られました。申請人は、20ヶ所程の太陽光発電施設を持っており、申請地には発電量252KW、売電単価18円、年間売上1,000万円を計画し、6年で施設設置費用の回収を見込んでいるそうです。土地造成は行わず、架台で高さ調整をし、回りには1.5mのフェンスを設置、雨水は自然浸透との事です。設置後の施設管理は、自社で行い、草刈も年4回程考えているそうです。群馬用水土地改良区との協議も済みであり、調査班長としては、被害防除対策が取られている事や計画の必要も認められ、許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の18番をご覧ください。申請地は前橋市大胡支所から西約800mに位置し、北側は畑、東側と南側は宅地、西側は宅地と畑に囲まれた用途地域内に位置する第三種農地です。現地は、作付けはされていませんでした。面接には、会社役員の方と、行政書士の方が来られました。申請地は立地がよく今回の申請に至ったそうです。会社は主に公共事業が多く、土地造成の仕事が約95%占め、従業員は75名ほどで年間売上15億円だそうです。造成工事は自社で行ない、東側最大2.2mの擁壁、西側1.8mの擁壁とし、埋土は市条例に従うそうです。隣接地との境界確認も済みであり水道、下水、雨水排水の計画も出来ており調査班としては市の開発許可が下り次第、許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の33番をご覧ください。申請地は、フレッセイ富士見店から西約260mに位置し、東側は宅地、他方向は田と畑に囲まれた、小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。面接には、担当の方と行政書士の2名で来られました。会社の事業内容は、不動産業で土地分譲と維持管理を主な事業とし、従業員数10名、年間売上約1.1億円との事です。土地造成、整地については、境界の立会いは済みであり、西側、農地との段差は擁壁を作り、埋土は行わないそうです。雨水は東側に排水として、周辺の農地、農作物の影響にも十分注意をするとの事です。住宅の建築業者も決まっており、調査班としては計画の実行性もあ

議 長

13番委員  
富澤主任  
議 長

り被害防除対策が取られている事から、許可相当と判断いたしました。

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

整理番号4番の職業について。

職業説明。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号5番、11番、12番、18番、22番、30番、31番を保留とし、1番から4番、6番から10番、13番から17番、19番から21番、23番から29番、32番から39番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第40号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号5番、11番、12番、18番、22番、30番、31番を保留とし、1番から4番、6番から10番、13番から17番、19番から21番、23番から29番、32番から39番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第41号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

師田主事

◇（議案書、順次、土地の現況、利用目的、面積等を朗読、説明）

購入予定の農地付近に経営農地がある認定農業者が移転を受けるため、効率的な農用地利用が期待できる。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見・質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第41号について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第41号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定いたします。

次に、24ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（5）までの内容は、

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| ○法第4条の届出書の受理状況          | 4件  |
| ○法第5条の規定による届出の取消について    | 1件  |
| ○法第5条の届出書の受理状況          | 17件 |
| ○法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 9件  |
| ○現況証明交付状況               | 2件  |

です。

報告事項（6）は、5月総会において許可とした法第4条の農地転用2件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議 長

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（総会閉会午後2時57分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 6 月 7 日

議 長

署名人

署名人